

議事日程第1号

令和7年第5回 錦江町議会臨時会議事日程

開会の日時

令和7年12月23日（火）

午前10時開議

開会の場所

錦江町議会本庁議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案第75号 令和7年度錦江町一般会計補正予算（第8号）について
（町長提出）
- 日程第4 議案第76号 令和7年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第4号）について
（同上）
- 日程第5 議案第77号 令和7年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計
補正予算（第3号）について
（同上）
- 日程第6 議案第78号 令和7年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別
会計補正予算（第2号）について
（同上）
- 日程第7 議案第79号 令和7年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第5号）
について
（同上）
- 日程第8 議案第80号 錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
について
（同上）
- 日程第9 議案第81号 錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について
（同上）

（日程第8 議案第80号及び日程第9 議案第81号を一括上程）

日程第10 議案第82号 錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

(町 長 提 出)

日程第11 議案第83号 錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、
勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
について

(同 上)

閉 会

令和7年 第5回錦江町議会臨時会 会議録

召集の年月日 令和7年12月23日
召集の場所 錦江町議会議場

出席議員	1番	木下巧大	
	2番	城下香代子	
	3番	宿利原洋一	
	5番	久保勇太	
	6番	落司道子	
	7番	染川金治	
	8番	小吉昭弘	
	10番	池田行徳	
	11番	浪瀬亮祐	
欠席議員	9番	水口孝俊	

職務のため出席した者	
議会事務局長	菖蒲洋二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町長	新田敏郎		
副町長	有村智明		
教育長	鎌田広文		
総務課長	坪内裕二郎	住民生活課長	川路昭典
未来づくり課長	上吹越寿次	観光交流課長	池水国博
政策企画課長	高崎満広	産業建設課長	猪鹿倉勝志
介護福祉課長	笹貫新一郎	教育課長	白井寿子
健康保険課長	宮園守	農業委員会事務局長	坂口美智代
住民税務課長	濱田竜大	総務課財政管係長	今村学
会計課長	藤崎みずえ	総務課総務主査	小川弘晃
建設課長	船迫修一		
産業振興課長	木下勝幸		

令和7年 第5回 錦江町議会臨時会会議録

令和7年12月23日(火) 午前10時00分

錦江町議会議場

	(開会・開議)
○浪瀬議長	<p>おはようございます。ただいまから令和7年第5回錦江町議会臨時会を開会します。</p> <p>ここで、欠席届につきまして、9番、水口議員からの本会議欠席の届けがありました。報告いたします。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配布しましたので、ご了承願います。</p>
	日程第1 会議録署名議員の指名
○浪瀬議長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、7番、染川議員、8番、小吉議員を指名します。</p>
	日程第2 会期決定の件
○浪瀬議長	<p>日程第2、会期決定の件を議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は本日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	<p>異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間に決定しました。</p>
	日程第3 議案第75号
○浪瀬議長	<p>日程第3、議案第75号、令和7年度錦江町一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>おはようございます。議案第75号、令和7年度錦江町一般会計補正予算(第8号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額は1億8,901万8,000円の増額で、累計は87億4,861万6,000円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は、くらし応援給付型商品券を9,000万円、物価高騰対応子育て応援手当を1,400万円、並びに物価高騰対応優良種豚導入支援補助金を530万円、それぞれ増額するものであります。</p> <p>また、歳入につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業分を1億3,029万5,000円、物価高対応子育て応援手当補助金を1,440万円、並びに公共土木施設災害復旧費負担金を1,067万2,000円、そ</p>

	れぞれ増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入14款国庫支出金及び18款繰入金、並びに21款町債と、歳出1款議会費から11款災害復旧費まで、第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	<p>総務費、総務管理費、物価高騰対策重点支援事業でございます。幾つか今回事業に組まれておりますが、まず1点目、学校給食費支援事業でございます。総額150万で3月までの補助というような形になるかと思いますが、食材費等々の高騰ですね、もちろんこういった形での支援は非常に重要かと思いますが、今小学校で2,600円、中学校で確か3,000円、保護者ご負担を頂いてるかと思うんですけども、この補助、前回も恐らくこの物価高騰の補助をされてるかと思うんですが、実質的なこの一月当たりの今金額がどのぐらいになったのかちょっと教えていただければと思います。</p> <p>同じく物価高騰のこちらは扶助費のほうになりますかね。子育て応援手当給付事業ですが、今回新生児も含む給付ということですが、この実際の事業の実施時期はいつ頃になるのか教えていただければと思います。</p> <p>そして給付型の商品券の事業ですね、こちらが全町民を対象になさるということですが、こちらその年齢要件としては今申し上げたような児童、新生児等々も、そういった全ての方々が対象になるのかお伺いしたいのと、仮にそうなった場合の受け取りですね、保護者になるのか、ちょっとどういう形になるのか教えていただければと思います。以上です。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	<p>久保議員のご質問にお答えします。まず、1問目の学校給食費の実質的な毎月の給食費の金額ということでよろしかったでしょうか。令和7年度における実質的な毎月の給食費となりますと、小学校で5,300円、それから中学校で6,300円というのが現状でございます。そうですね。はい、それでございます。</p> <p>それから子育て応援手当につきましては介護福祉課長から、それから、くらし応援給付金の配布方法については産業振興課長から、それぞれ答弁させていただきます。</p>

○笹貫介護福祉課長	はい。
○浪瀬議長	笹貫介護福祉課長。
○笹貫介護福祉課長	久保議員のご質問にお答えします。子育て応援手当につきましては、今議会で補正通りでしたら、明けて1月の上旬に対象者の方に案内をいたします。1月中には第1回目の振り込みをする予定でございます。以上です。
○木下産業振興課長	はい。
○浪瀬議長	木下産業振興課長。
○木下産業振興課長	ご質問にお答えいたします。まず給付の年齢等の要件でございますけれども、そういったものは今回ございません。全町民の方が対象でございます。それと送付の仕方、受け取りの仕方ですけれども、これは各世帯ごとにその世帯分の構成人数分をまとめて、今回は今回といいますか、郵便局のゆうパックを利用してですね、世帯主のほうに送付するようにしております。以上です。
○5番久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番久保議員	承知いたしました。まず給食費について小学校で5,300円と中学校で6,300円ということですが、こちら今回のこの補助分も含めての総額という理解でよろしかったのか、再度お伺いしたいと思います。 子育て手当については承知いたしました。基本的には1月で申込みをされた方には、もうその当月中のご案内という形になるかと思いますが、再度ご確認をお願いしたいと思います。 商品券については世帯ごとということで承知をいたしました。受け取りとしてはもうその世帯でまとめてというところかと思うんですけども、お子様とかにももうこの商品券だと思うんですが、基本的にはもうその世帯でまとめて使われるというふうな理解でよろしかったのか、再度ご確認をお願いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	1番目の学校給食費については教育課長から、2番目の子育て応援手当については介護福祉課長から、3番目の暮らし応援給付金については産業振興課長から詳細を答弁させます。
○白井教育課長	はい。

○浪瀬議長	白井教育課長。
○白井教育課長	久保議員のご質問にお答えします。この補助を入れて、月額小学校が5,300円、中学校が6,300円を維持したいと考えております。以上です。
○笹貫介護福祉課長	はい。
○浪瀬議長	笹貫介護福祉課長。
○笹貫介護福祉課長	久保議員のご質問にお答えします。今回のチラシにつきましては、プッシュ式で行いますので、あくまでもチラシについては拒否をする方のみの案内の通知になりますので、基本的には申請はらずプッシュ支給になります。以上です。
○木下産業振興課長	はい。
○浪瀬議長	木下産業振興課長。
○木下産業振興課長	久保議員の質問にお答えします。先ほどの件につきましては、久保議員がおっしゃるとおりですね各世帯にその世帯の家族構成をお送りしますので、その世帯で使用していただくということです。以上です。
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	承知いたしました。給食に関しては、総額補助を入れてこの価格をされるということで承知いたしました。報道等でございますように、国のほうのですね令和8年度からのこの給食費無償化の観点で、5,000円ほどの国からの補助になるような見通しというお話もありましたけど、参考までにちょっとお伺いしたところでございます。何とかですね高騰を抑えるような形で実施していただければと思います。 子育て手当に関しては承知をいたしました。基本的にはプッシュ型ということでされるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。 また、くらし応援商品券ですが世帯でまとめて利用されるということで、承知をいたしました。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
○6番 落司議員	はい。
○浪瀬議長	6番、落司議員。
○6番 落司議員	すいません、17ページの教育費の報酬のほうで、会計年度任用職員の報酬の減になってるかと思うんですが、こちらは学習支援員が確保できなかったということでの減というふうにも聞いておりますが、そういった中で生徒に

	<p>において、そういった支援員が配置されなかったことによって影響はなかったのか、今どういった対応をされているのか教えていただきたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	教育課長に答弁させます。
○白井教育課長	はい。
○浪瀬議長	白井教育課長。
○白井教育課長	<p>落司議員のご質問にお答えいたします。中学校のほうに、校内の教育支援センター、不登校で子どもさんが来て教室に入れないう子どもさん、今別室で見えています。そこに専門的に置こうかというふうな計画を立てましたが、採用ができませんでしたので、中学校費は減額しております。</p> <p>また、事務局費で持っております教員業務支援員につきましては、子どもの休み時間の見守り、教員ではない業務、データの入力であったりとかっていう部分についての補助を小学校で2校を用意するところでしたが、応募者がおらず、小学校1校だけの配置になりました。それによる減額になります。</p> <p>今のところ、学習支援員が足りないというような報告は学校からは受けておりませんので、今、子どもたちの支援については、今のところは不足はないところかなというふうに考えております。以上でございます。</p>
○6番 落司議員	はい。
○浪瀬議長	6番、落司議員。
○6番 落司議員	<p>支援員が足りないっていう状況がないのであればいいのかなと思う反面、必要だなと思ったときにその配置ができないといった場合に、成り手がいらっしやらないといった場合に、そういうことを考えたときにそういった対応をされる方は町内に限定されるのか、今後はそういった形で配置するのが目的であれば町外への募集等も当然かけているのかなと思うんですけども、その辺の対応ってというのはどういうふうに行われているのかお聞かせいただきたいと思います。</p>
○白井教育課長	はい。
○浪瀬議長	白井教育課長。
○白井教育課長	<p>落司議員のご質問にお答えします。今回の分については、町内の放送であったりホームページであったりだったかと思います。以前は、ハローワークのほうの求人票も出したりしましたので、今後、学校と話をしまして、よほ</p>

	どそういう人員が必要になった場合は、町外も含めて検討してまいりたいと考えております。以上です。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
○8番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8番、小吉議員。
○8番 小吉議員	<p>せっかくの機会でございますので、教えていただきたいと思います。19ページの優良種豚の支援事業でございますけれども、ここにですね一貫経営を行う養豚業者の経営基盤強化に資するというふうな感じでございますね、今度全部で雌豚が5万円、雄豚が15万円の補助で、交付予定が雌豚75頭、種豚が15頭というようなふうになっております。</p> <p>そこで私あの錦江町内です、養豚業の組織つちゅうんですか、何かよく存じ上げませんので、農場はですね何法人格で、どのぐらいの農場があるのか。また、個人的にもあるのかです、そこら辺の養豚業界の感じを少し教えていただきたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	産業振興課長に答弁させます。
○木下産業 振興課長	はい。
○浪瀬議長	木下産業振興課長。
○木下産業 振興課長	<p>小吉議員のご質問にお答えいたします。本町の養豚業の総農場数ですけれども、全体で13農場あります。そのうち、今回この概要書にも出てきております一貫経営をされてるところがですね、7農場あります。</p> <p>そのほかに、子取り経営というのがありますけど、子豚を取って経営されるところ、そういった事業されてる方が2農場、そして肥育経営をしているところが4農場でございます。以上です。</p>
○8番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8番、小吉議員。
○8番 小吉議員	<p>13農場あるということで、大変私自身びっくりしたところでございます。本町の農業経営においてもですね、この畜産の売上げというのは大変大きいものがございまして、いつも町長がよく発言されるわけですけれども、今この豚だけです、大体、話がちょっとそれますけれども、豚だけでどれぐらいの今売上げ販売額があるのか、もしご存じであったら教えていただきたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。</p>

○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。私どもの直近で押さえている数字でいきますと、農業産出額が137億、そして牛・豚・鶏が100億、そして牛・豚・鶏のうちで、養豚のほうは33億程度あると、大体3分の1程度ずつだったというような認識でおります。以上です。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第75号、令和7年度錦江町一般会計補正予算(第8号)についてを採決します。お諮りします。議案第75号は、原案のとおり決定することでご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第75号、令和7年度錦江町一般会計補正予算(第8号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第4 議案第76号
○浪瀬議長	日程第4、議案第76号、令和7年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第76号、令和7年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額は12万円の増額で、累計は13億8,705万3,000円となりました。 内容につきましては、歳出は保健事業費を、また歳入は繰越金を、それぞれ12万円増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入7款繰越金と、歳出4款保健事業費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○浪瀬議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 76 号、令和 7 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 76 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 76 号、令和 7 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。</p>
	日程第 5 議案第 77 号
○浪瀬議長	<p>日程第 5、議案第 77 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	<p>議案第 77 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額 47 万 6,000 円の増額で、累計は 12 億 9,689 万 5,000 円となりました。</p> <p>内容につきましては、歳出は、介護認定審査会費を 38 万円、並びに一般介護予防事業費を 9 万 6,000 円、それぞれ増額するものでございます。また、歳入につきましては、国庫補助金を 27 万 5,000 円並びに一般会計繰入金を 20 万 1,000 円それぞれ増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p>
	（新田町長 降壇）
○浪瀬議長	<p>これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 3 款国庫支出金及び 7 款繰入金と、歳出 1 款総務費及び 4 款地域支援事業費を一括して、質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	<p>質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。</p>
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 77 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 77 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）については、原案の</p>

	とおり可決されました。
	日程第6 議案第78号
○浪瀬議長	日程第6、議案第78号、令和7年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	議案第78号、令和7年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額は39万9,000円の増額で、累計は884万5,000円となりました。 内容につきましては、歳出は施設管理費を、また、歳入は一般会計繰入金を、それぞれ39万9,000円増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	（新田町長 降壇）
○浪瀬議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入2款繰入金と、歳出1款総務費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第78号、令和7年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。お諮りします。議案第78号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第78号、令和7年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第7 議案第79号
○浪瀬議長	日程第7、議案第79号、令和7年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	議案第79号、令和7年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第5号）に

	<p>つきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、収益的支出は 122 万 9,000 円の増額で、累計は 1 億 6,954 万 6,000 円となりました。</p> <p>内容につきましては、営業費用を 122 万 9,000 円増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。収益的収入及び支出の支出 1 款水道事業費用について、質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案 79 号、令和 7 年度錦江町水道事業特別会計補正予算(第 5 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 79 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 79 号、令和 7 年度錦江町水道事業特別会計補正予算(第 5 号)については、原案のとおり可決されました。
	<p>日程第 8 議案第 80 号</p> <p>日程第 9 議案第 81 号</p>
○浪瀬議長	日程第 8、議案第 80 号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 9、議案第 81 号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第 80 号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例並びに、議案第 81 号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を引き上げる「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」を準用する町長、副町長、教育長及び町議会議員の期末手当の支給割合も同様に改定する必要があるため、本条例案を提案するものでございます。以上、議案 2 件につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>

	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから、議案第 80 号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 80 号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 80 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 80 号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。 これから、議案第 81 号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 81 号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 81 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 81 号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 10、議案第 82 号
○浪瀬議長	日程第 10、議案第 82 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 82 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和 7 年人事院勧告に基づき、給料表を平均 3.3%、期末手当及び勤勉手当の支給率を共に 0.025 月分引き上げるととも

	に、通勤手当の改定を行う必要があるため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 82 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 82 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 82 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 11 議案第 83 号
○浪瀬議長	日程第 11、議案第 83 号、錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 83 号、錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和 7 年人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を共に 0.025 月分引き上げる改定を行う必要があるため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 83 号、錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 83 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○浪瀬議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 83 号、錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。</p> <p>これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和 7 年度第 5 回錦江町議会臨時会を閉会いたします。</p>
	<p>散会 10 : 45</p>